

意見を述べている。

しかし、職歴の中で一番長く19年間務めた設備会社の経営者が、労基署の調査に対して石綿の取り扱いについて否定したため、労基署の担当者からBさんに何度も問い合わせの電話が入ったそうである。「同僚の名前や誰と一緒に仕事をしたのか」「働いていたことを証明するものはないか」等々を訊ねられても、数十年も前のことを正確には覚えていないため、回答できないのである。

そうしたなかでBさんは、2013年5月14日に、「何度も職歴を聞かれてもわかりませんので取下げします」と取下げ願書を提出したのだった。ちなみに、先ほどの労災医員の意見書は、5月10日付けで労基署宛に提出されていた。

その後Bさんは2015年10月に亡くなられた。

AさんとBさんのご家族からの相談を受け、2016年1月8日に再び飯塚署に労災申請を行った。今回の調査においても、設備会社の経営者は、石綿の取り扱いについて否定した。

しかし、今回の調査官は、飯塚市の石綿管の使用状況について調査を行い、「飯塚市の水道管に石綿管が使用されていたことが資料により判明した」「このことから、被災労働者が当該事業場に所属していた期間すべてに石綿ばく露作業に従事していたと認めるべきである」と判断し、石綿曝露作業に従事していた期間も合計25年10か月と認定した。

そして、2016年7月にBさんのご家族の元に認定の通知が届い

たのであった。

経営者が石綿の使用を認めないことや、事業場が労災申請に協力しないことはよくあることである。配管工が石綿に曝露する可能性が高い職種であることも、専門家であれば認識して当然である。なぜBさんの生前中に認定できなかったのか、残念で仕方ない。

2012年1月に博多でアスベスト相談会を実施したが、その際に肺がんを発症された大工さんが相談に来られた。「飯塚労基署へ労災申請に行ったら、『じん肺管理区分申請を行い、その後

労災申請してください』と言われた」という内容だった。持参された石綿健康管理手帳を拝見すると、両肺に胸膜プラークありと記入されていた。

この方についても労災申請を行い業務上と認定されたが、肺がんを発症され療養中であるにも関わらず、管理区分の申請手続や石綿健康管理手帳の申請手続で大変苦勞されていた。同時期に2件も問題となる取り扱いがあったことは偶然ではなく、飯塚署及び福岡局の体質を問う必要があると考える。
(ひょうご労働安全衛生センター)

労基署白らが申請を妨害

広島●石綿肺がん企業交渉で補償

広島県内の造船所において、鉄構溶接職として約17年間勤務したAさん。退職後の2002年に肺がんを発症し、同年8月に右肺の上中葉切除術を行った。その後の経過はよく、2007年9月に主治医から「治癒」と診断された。

治癒後の2007年10月末、勤務していた会社からAさんのもとに「石綿による疾病に係る健康相談窓口のお知らせ」との手紙が届いた。「過去に石綿製品を取り扱っていたので、健康管理手帳や労災申請手続のサポートを行う窓口を開設した」との通知であった。早速会社の相談窓口と連絡すると、2008年2月末に集団

相談会を実施するので参加するようにとの指示であった。

相談会では、石綿健康管理手帳の取得をアドバイスされ、手続を行った結果、2008年5月に手帳が交付された。この時点でも休業補償の請求権は存在していたが、会社も労働局も労災制度に関する説明を行わなかった。

手帳を交付されたAさんは、2008年12月に呉市の中国労災病院において初めての健康診断を受けた。その際に、医師の勧めで石綿小体計測を行ったところ、2009年2月に結果が出た。乾燥肺1g当たり25,805本。石綿肺がんの認定基準とされている5,000

本の5倍の数の石綿小体が計測されたのであった。

中国労災病院の医師の勧めもあり、Aさんは労災の手続を行うことにした。会社の証明を得て、休業補償と療養補償の請求を広島中央労働基準監督署に提出したのが、2009年3月27日であった。ところが、広島中央労基署の窓口で対応した職員は「時効です。がんが再発したときに来てください」と言って、請求を受け付けなかった。広島中央労基署は丁寧に、翌日会社に電話を入れ、「時効なので給付は困難です」と話しており、この事実は会社の記録に残っている。

Aさんが主治医から治癒と診断されたのは2007年9月であり、なぜ2009年3月27日の時点で時効を迎えているのか?そもそも申請を受け付けず、調査もしないで追い返すこと自体が問題である。病院の医師からは労災申請を勧められ、労基署に行けば「時効」だと追い返されたAさん。その後は、石綿健康管理手帳による健康診断を年2回定期的に受診していたのであった。

アスベストユニオンは、毎年春明けに定期大会を開催しており、合わせてアスベスト健康相談会を実施している。2015年は、1月17日に広島県呉市において相談会が実施された。

相談会の開催を紹介する新聞折り込みのチラシを見たAさんの奥さんと娘さんが、相談会に来られた。当時Aさんは、誤嚥性肺炎を発症し中国労災病院に入院されており、代わりにご家族がこ

れまでの経過について話されたのであった。

そして、「現在入院中だが、何か補償はないのか」という相談であった。いろいろとお持ちの資料を拝見すると、石綿小体の計測記録があり、原発性肺がんで石綿小体の数も25,000本を超えており、労災認定基準をクリアすることができる案件であることがすぐに理解できた。しかし、労災請求においては時効の壁が大きく立ちふさがり、石綿健康被害救済法においても「治癒」しているため、何も補償を受けることができない状態であった。「もっと早く相談会に行っていれば…」と、とても悔やまれた相談であった。

Aさんが務めていた会社は、石綿被害者に対する補償制度を設けていることが知られていた。そこで、Aさんに全造船機械労働組合日本鋼管分会に加入してもらい、組合を通じて会社との補償交渉を行うことにした。

組合は会社に対して、退職者に対するアスベスト健診や労災申請手続に関する周知が遅れた点や、2008年2月の相談会や2009年3月の労災申請の際に的確なアドバイスがなかったために時効を迎えたことを追及した。

数回の交渉を経て、会社側から「Aさんが発症した肺がんが業務上の災害と認められるなら補償の対象である」との回答があった。そこで、Aさんが2002年に発症した肺がんは業務に起因したものであること、肺がんで右肺を切除したことにより誤嚥性肺炎を起こしたものであるとして、広

島中央労基署に休業補償請求を行うことにした。

約半年の調査を経て、広島中央署から「不支給」の通知が届いた。その葉書には、「2002年に発症した肺がんは業務による石綿曝露が起因して発症したものと認められる。しかしながら、2015年1月に発症した誤嚥性肺炎については、医学的所見より業務上の疾病である肺がんとの因果関係が認められないと判断され、誤嚥性肺炎にかかる本件請求は不支給とします」との理由が書かれていた。

ご家族としては、術後の肺機能低下が誤嚥性肺炎の原因と考えられていたため、労基署の不支給理由は納得のいくものではなかったが、会社との交渉を優先することとなった。

会社からは、休業補償の請求が不支給であっても、2002年に発症した肺がんが業務上の疾病と認められたことを重視し、企業補償の対象であるとの見解が示されたのであった。

残念ながらAさんは、労災申請の結果も会社からの回答も聞くことなく他界された。常にご家族のことを気にされていただけに、無念な思いが残ったのではないだろうかと思える。

会社が適切なアドバイスを行っていたら、石綿肺がんとして労災認定を受けていたはずである。そして何よりも広島中央署の対応は理解に苦しむものである。労基署自らが労災申請を妨害したと考えられる対応である。たとえ治療が終了していても、休業

補償請求の一部は時効の対象になっていないし、右肺の切除術も行っているため、障害等級の認定を受けることも可能であったはずである。

また、法の不備もある。アスベスト被害による死亡は、救済法に

より時効なしで補償を受けることができる。しかし、療養が終了し、生活されている方はまったく補償の対象外となっている。アスベスト被害者の救済において、まだ隙間は残っているのである。
(ひょうご労働安全衛生センター)

夜間交代勤務で乳がん労災 韓国●サムスン電子半導体職業病事件他

■22年間夜間交代勤務で罹った乳がんは労災

国内で初めて、夜間交代勤務が乳がんを起す要因と認定された。金属労組法務院によれば、最近、勤労福祉公団・ソウル業務上疾病判定委員会は、半導体パッケージの組み立て業者で22年間夜間交代勤務をし、昨(2015)年11月に乳がんで亡くなったL某さん(死亡当時46歳)に、産業災害を認めた。

ソウル疾判委は「交代勤務は乳がんの危険を高める要因として知られており、乳がんの発病時まで、Lさんの交代勤務期間が合計22年で、3組3交代をしながら相当な頻度で夜間勤務をした」とし、「外国の研究事例よりはるかに多くの夜間交代勤務を行い、疾病と災害との相当因果関係が認められる」と明らかにした。

世界保健機関(WHO)傘下の国際がん研究所(IARC)は、乳がんに関する職業的要因とし

て、X線、ガンマ線、エチレン・オキサイド、交代勤務などを指定している。デンマーク職業病委員会は、20~30年を超えて平均週1回以上の夜間勤務(23:00~06:00)をした場合、職業病と認定するように勧告している。21年間、病院で毎週3回の夜間勤務をして乳がんを罹った看護師が、職業病と認定された事例もある。

Lさんの場合、1987年にアナム半導体に入社し、乳がんを発症した2009年7月までの22年間、3組3交代で勤務をした。全勤務期間の3分の1以上を夜間に働いた。

ソウル疾判委は有害物質のばく露については確認が難しいという理由で、夜間交代勤務以外の他の職業的な有害要因については認めなかった。

2016年10月18日
毎日労働ニュース

■韓国タイヤで脳腫瘍で死亡した労働者の遺族が労災申請

韓国タイヤ産災協議会は12月8日、「脳腫瘍で亡くなったIさん(死亡当時45歳)の遺族が、勤労福祉公団大田本部に遺族手当を請求した」と明らかにした。20年余りで100人を越える労働者が亡くなり、「死の工場」と呼ばれる韓国タイヤの労災問題解決には、客観的な疫学調査が必要という主張も出ている。

1994年に入社したIさんは、1997年まで不良タイヤの分類作業などを担当した。勤務当時からしばしば頭痛を訴えたが、2007年に悪性脳腫瘍の判定を受け、2009年に亡くなった。同年に労災を申請したが公団が不承認とし、今回、再度申込書を提出した。

協議会の関係者は「2009年に雇用労働部と公団が工場の疫学調査を実施したが、平常時の労働環境がキチンと反映されず、公団がこれを根拠に労災を不承認とした」「故人が働いていた当時の状況を反映して、タイヤの製造工程でどんな化学物質を使い、どんなに粉じんが発生したかを再び調査しなければならない」と話す。

協議会は今年2月にも韓国タイヤの元・下請け労働者4人について集団で労災申請をした。現在、個別疫学調査が行われている。イ正義党議員とキム無所属議員によれば、1996年から2007年までに韓国タイヤで労災などで亡くなった労働者は93人で、2008年以後でも46人が亡くなっている。

2016年12月9日
毎日労働ニュース